令和７年度　女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：安城市　　令和８年７月３１日公表

【女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績】

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異（令和７年度）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	79.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	119.5 %
全職員	56.5 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	93.6 %
本庁課長相当職	99.7 %
本庁課長補佐相当職	95.9 %
本庁係長相当職	97.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	88.0 %
３１～３５年	87.6 %
２６～３０年	90.7 %
２１～２５年	90.6 %
１６～２０年	82.3 %
１１～１５年	79.2 %
６～１０年	85.3 %
１～５年	97.9 %

【説明欄】

１．全職員に係る情報について
「全職員」の男女の給与の差異が大きくなっている要因として、集計人数上の全職員に占める任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合に大きな差（男性 29.2%・女性 74.7%）があることが挙げられる。

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について
男女の給与の差異に影響している主な要因として、次のことが挙げられる。

（１）扶養手当及び管理職手当において、全体の支給額に占める男性への支給額の割合が高い。
（扶養手当：男性 87.8%・女性 12.2%、管理職手当：男性 84.4%・女性 15.6%）

（２）育児のための部分休業等による給与減額について、その大部分を女性が占めており（男性 4.4%・女性 95.6%）、加えて、より減額額が大きい育児短時間勤務制度の利用者は、すべて女性である。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	令和７年４月１日現在	令和８年４月１日現在
管理的地位のある職員	17.1%	18.1%

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和７年４月１日現在	令和８年４月１日現在
本庁部局長・次長相当職	6.9%	3.6%
本庁課長相当職	6.5%	6.5%
本庁課長補佐相当職	30.1%	34.3%
本庁係長相当職	35.4%	35.3%

Ⅳ　採用した職員に占める女性職員の割合（令和７年１０月１日・令和８年４月１日採用）

	全体	女性	男性	女性の割合
採用人数	67 人	43 人	24 人	64.2%

【職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

Ⅴ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布

１．男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和６年度	令和７年度
男性	94.4%	100.0%
女性	100.0%	100.0%

(2)会計年度任用職員

区分	令和６年度	令和７年度
男性	－	－
女性	100.0%	100.0%

２．男女別の育児休業の取得期間の分布（令和７年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	5.9%	0.0%	－	0.0%
１週間以上２週間未満	0.0%	0.0%	－	0.0%
２週間以上１月以下	17.6%	0.0%	－	0.0%
１月超３月以下	23.5%	0.0%	－	6.7%
３月超６月以下	23.5%	0.0%	－	26.7%
６月超９月以下	11.8%	2.3%	－	13.3%
９月超１２月以下	5.9%	4.7%	－	40.0%
１２月超２４月以下	11.8%	16.3%	－	13.3%
２４月超	0.0%	76.7%	－	－

Ⅵ　管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

	令和６年度	令和７年度
平均超過勤務時間数	16.3 時間／月	17.5 時間／月

Ⅶ　職員の年次休暇等の取得日数

	令和６年度	令和７年度
平均取得日数	15.6 日／年	16.0 日／年